

平成31年2月14日(木)
国土交通省 関東地方整備局
河川部 河川環境課

記者発表資料

防災に強いまちづくりが水辺で稼ぐ ミズベリング勉強会(7)開催

国土交通省では、「資源としての河川利用の高度化」に取り組んでおり、「魅力ある水辺空間の創出」方法として、水辺を活用したい人々の取り組みを積極的に支援することを方策としています。

また、河川空間を利用して、収益事業を促進する方策として「国土交通省生産性革命プロジェクト31」に「河川空間イノベーション」を、「民間事業者による河川敷地の一体的な活用」により地域の経済活動・社会活動の生産性の向上を目指しています。

関東地方整備局では、河川空間の利活用ポテンシャルを表す新しい評価指標(案)や、災害に強い高規格堤防事業区域での水辺活用事例について紹介し、河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成に取り組む「かわまちづくり」でも同様な一体的利用が可能となることも紹介し、**水災害に強いまちづくりが生産性向上に繋がる制度利用をご紹介します。**

また、理解を深め連携を期待し小グループ化した参加者との意見交換会も行います。

日時:平成31年3月13日(水)13:15~17:15

主催:国土交通省関東地方整備局

場所:さいたま市さいたま新都心合同庁舎2号館5階中研修室5B

対象者:水辺活用に関心のある法人・個人、地方公共団体

参加料:無料(定員先着50名)

申し込み方法:別紙(報道機関の方も申し込み頂けます)

関東のミズベリング・プロジェクト

<http://www.ktr.mlit.go.jp/river/chiiki/index00000007.html>

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、都庁記者クラブ、神奈川建設記者会、埼玉県政記者クラブ
茨城県政記者クラブ、栃木県政記者クラブ、山梨県政記者クラブ、
刀水クラブ・テレビ記者会、千葉県政記者会

問い合わせ先

国土交通省関東地方整備局河川部河川環境課

課長 吉川 宏治(よしかわ こうじ) (代表)048-601-3151(内線3651)

課長補佐 黒沼 尚史(くろぬま ひさし) (代表)048-601-3151(内線3656)

FAX048-600-1379

関東ミズベリング勉強会(7)

日時:平成31年3月13日(水)13:15~17:15

場所:さいたま新都心合同庁舎2号館5階中研修室5B

プログラム

1. 関東ミズベリング勉強会(1)~(7)の総括

ミズベリング、かわまちづくり、河川空間活用イノベーションの関係

【関東地方整備局河川環境課 課長補佐 黒沼尚史】

2. “使われる”水辺空間をデザインするには？

利活用のポテンシャルが高い水辺拠点の評価指標(案)

【土木研究所河川生態チーム主任研究員 鶴田 舞】

3. 高規格堤防整備における推進策等の調査研究

全国の川裏法面敷地利用の事例紹介

【リバーフロント研究所まちづくり・防災グループ技術参与 土屋 信行】

4. 高規格堤防の効率的な整備に向けた検討会 提言

～積極的な情報発信や地方公共団体・民間事業者等との連携を進めます～

【関東地方整備局河川計画課 課長 池田大介】

5. かわまちづくり支援制度で防災に強いまちづくり

高規格堤防区域外でも民間主導で同様な開発を実現するには？

【関東地方整備局河川環境課 課長補佐 黒沼尚史】

6. 意見交換会

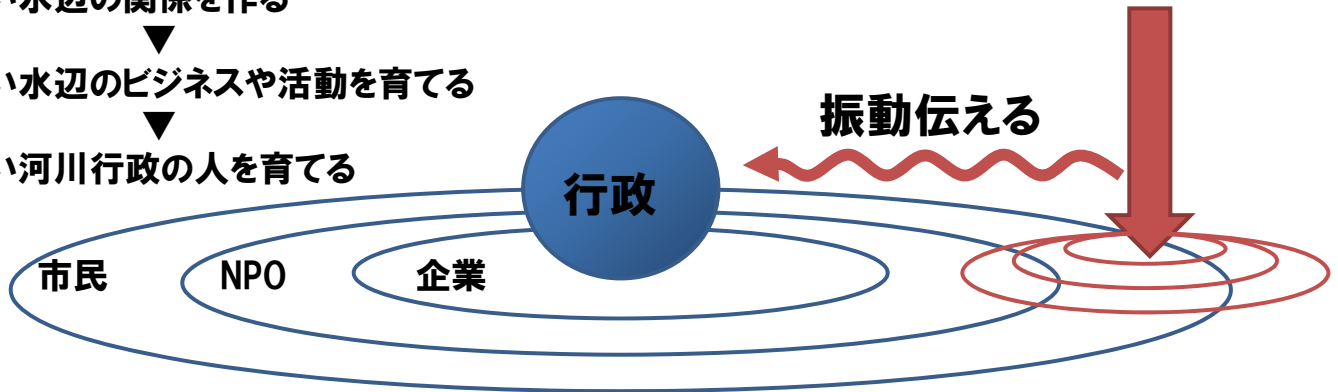
講演者及び勉強会参加者でグループ分け

ミズベリング・プロジェクト概念図

外から中に作戦

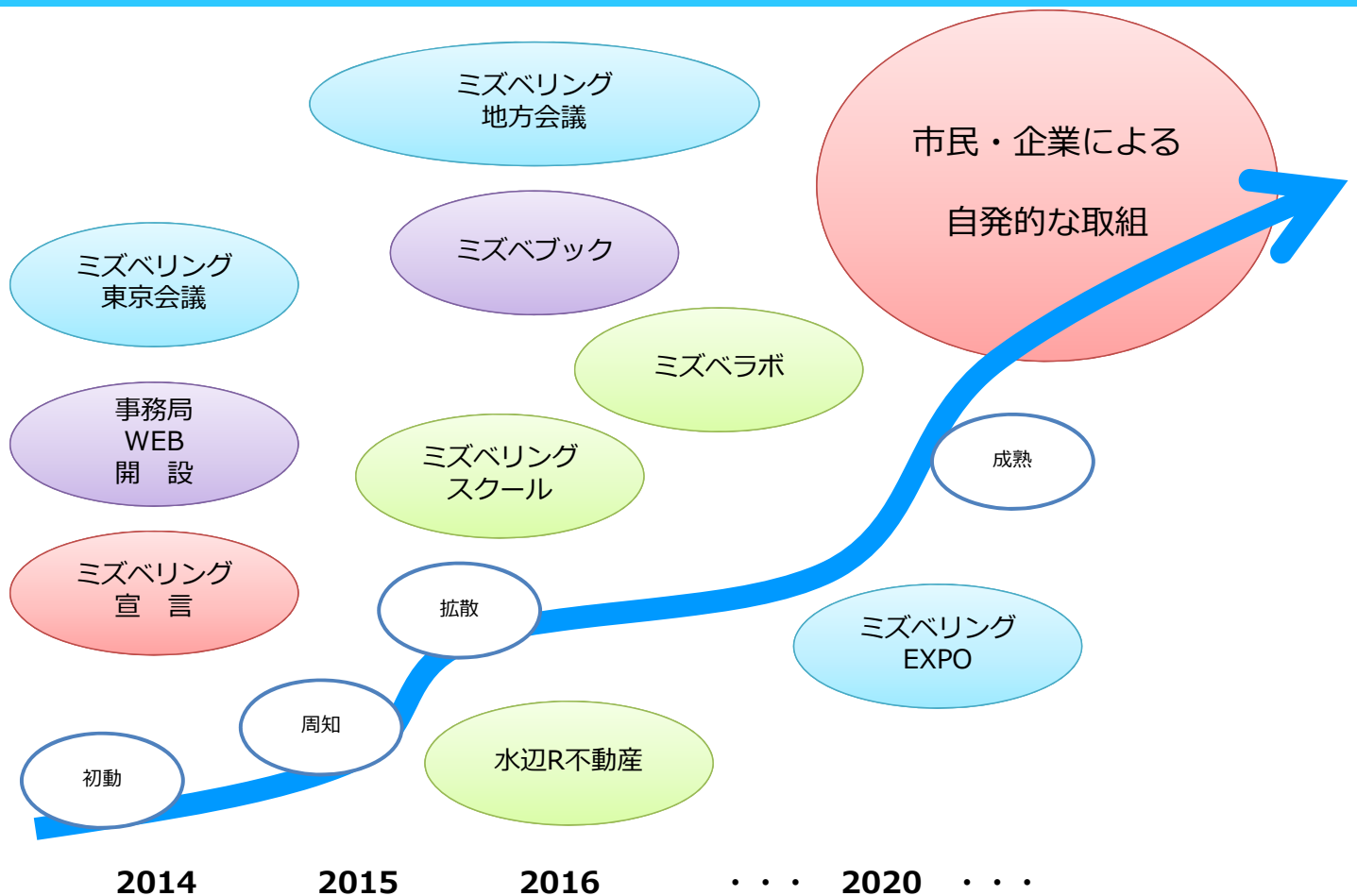
- ・水辺に新しい関心を集める
- ・水辺に新しいアイデアを育てる
- ・新しい水辺の関係を作る
- ・新しい水辺のビジネスや活動を育てる
- ・新しい河川行政の人を育てる

ここから始める
(私が始める)



- ・水辺を楽しむ人
- ・水辺で街を変える人
- ・水辺で新しいビジネスを作る人 を増やす

ミズベリング・プロジェクトの当面の展開イメージ



河川空間活用イノベーション～未利用空間の活用による生産性向上～

関東ミズベリング勉強会の構成

①水辺の活用による地域活性化

○河川空間の民間事業者による活用を促進することで、地域の「**儲ける力**」を向上、民間開発を促進

かわまちづくり計画→まちづくり関連法定計画

川裏法面敷地

国有地
公開空地

盛土

国有地

民有地

ミズベリング勉強会(6)2月26日

●河川に経済圏を作ろう！水辺で起業？！

ミズベリング勉強会(7)3月13日

●防災に強いまちづくりが水辺で稼ぐ(仮)

ミズベリング勉強会(5)1月16日

- 「多自然川づくり」の官民連携で稼ぐ
- ・持続性ある実践的な多自然川づくり
- ・河川協力団体と民間企業連携による河道内樹木の伐採
- ・冬の河川敷でにぎわいづくり
 - ①～薪ストーブの魅力～
 - ②～冬の河川敷でもヨガ？！～

ミズベリング勉強会(1)7月10日

- 水辺で民話「官民連携かわまちづくり」
- ・資源としての河川利用の高度化
- ・都市再生整備計画を活用した河川のオープン化
- ・企業・自治体・河川管理者が参加する会議態
- ・羽田空港跡地のかわまちづくり計画

ミズベリング勉強会(2)8月28日

- 多様な水辺の価値を知って、観て、活かす
- ・船でめぐる東京の水辺
- ・日頃使わない神経を「水辺」が刺激する
- ・地域の資源を磨くことで「もてなし力」がつく
- ・水辺から始まる市民主導の公民連携

産官学マッチング説明会 9月14日

- 多摩川の資源を活かした観光まちづくりプラン
- ・プラン実現協働企業の募集
- ・産官学のマッチング

ミズベリング勉強会(3)11月21日

- 観光まちづくりプランで産官学広域連携
- ・大学生観光まちづくりコンテストとは
- ・これまでのステージ・取り組み紹介
- ・地方と東京圏の大学生対流促進事業
- ・制度活用事例(山梨県立大)
- ・かわまちづくり実施中の地方公共団体の視点

ミズベリング勉強会(4)12月21日

- ミズベ(地域)活性化の始め方
- ・かわまちづくりは、まちから。ミズベリングは人から
- ・地域活性化企画研修
- ・観光まちづくりコンサルティング事業
- ・官民連携基盤整備推進支援事業
- ・笛吹市の活用事例発表

鶴見川流域水マスタープラン計画書の事例

鶴見川流域水協議会では、「鶴見川流域水マスタープラン(水マス)」が策定されてから10年が経過したことから点検を行い、平成27年12月25日地球温暖化による豪雨の増加や地震への対策等新たな課題などにも対応する計画に改定をしました。今後も引き続き、流域の市民・市民団体・企業・行政が一体となって水マスを推進していきます。

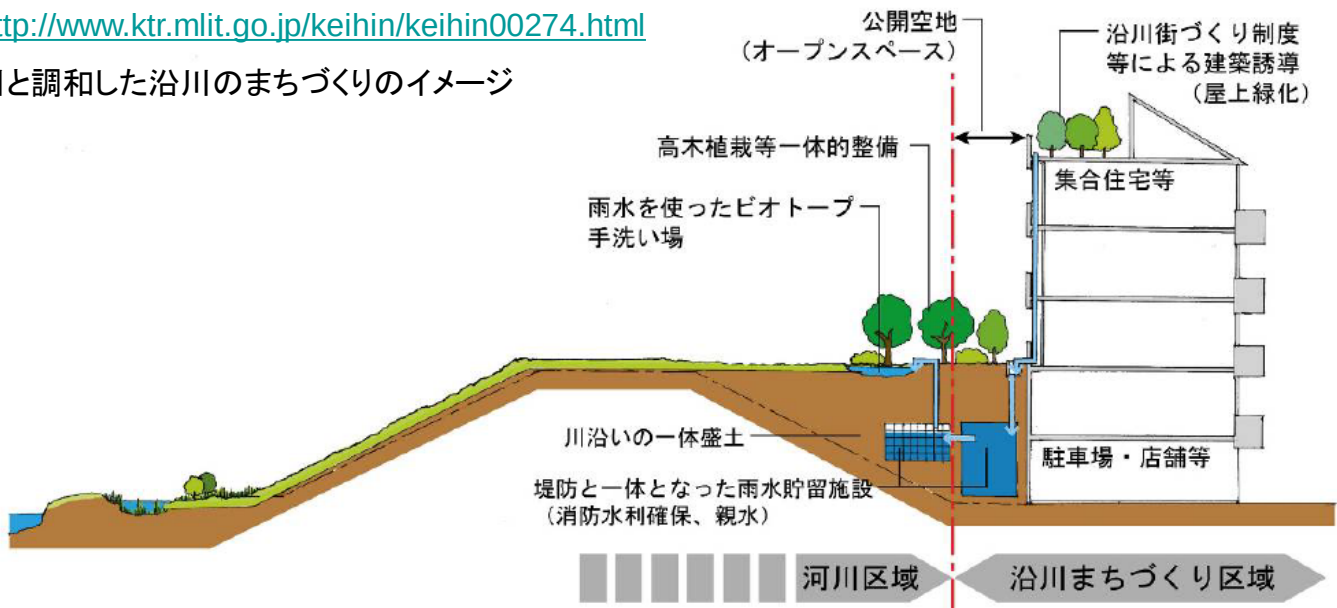
【施策7】川と調和した沿川のまちづくりの誘導

河川と沿川市街地の一体的整備

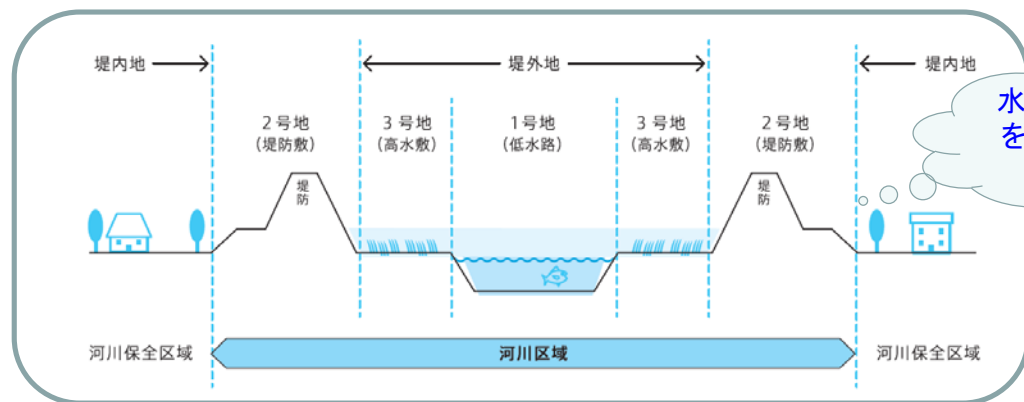
- ・沿川まちづくり区域を設定し、沿川緑化、オープンスペース確保、雨水貯留施設の設置(消防水利確保、親水利用)、景観形成など、適正な川まちづくりを促進する。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/keihin/keihin00274.html>

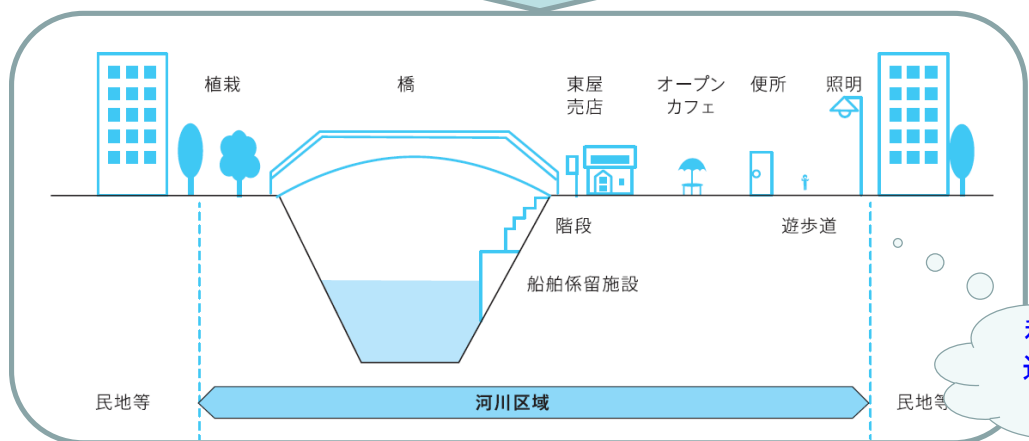
川と調和した沿川のまちづくりのイメージ



かわまちづくり支援制度で防災に強いまちづくり



水辺利用には堤防を越える必要が生じる。



京橋川(広島県広島市)



利用地面から水辺利用が容易な地形

洪水に強く利用しやすい空間形成へ

水辺活用の可能性を創造する取り組み

河川環境

自然環境 + 生活環境

ミズベリング・プロジェクト

多自然川づくり

※良好な河川空間があればミズベリングの可能性が広がります。

～民間事業者の方々の知恵・ノウハウ・アイデアを積極的に活かす～

一団地認定
総合設計制度活用

公開空地

盛土

堤防

国有地(河川区域)

民有地

- ・容積率の緩和等
- ・公共減歩の緩和
- ・オープンスペースの確保
- ・施設との一体利用 など

・観光圏整備実施計画、都市再生整備計画や地方再生計画など個別法で規定した計画等
・中心市街地活性化、国家戦略特区、地方創生特区及び環境モデル都市などと制度連携

かわまちづくり支援制度

(かわ空間とまち空間が融合した良好な空間形成の取り組み: 上記盛土は支援制度で国施工可能)

③水辺で新しいビジネスを作る人

①水辺を楽しむ人

②水辺で街を変える人

“使われる”水辺空間をデザインするには？

利活用のポテンシャルが高い水辺拠点の評価指標(案)

【国立研究開発法人土木研究所】

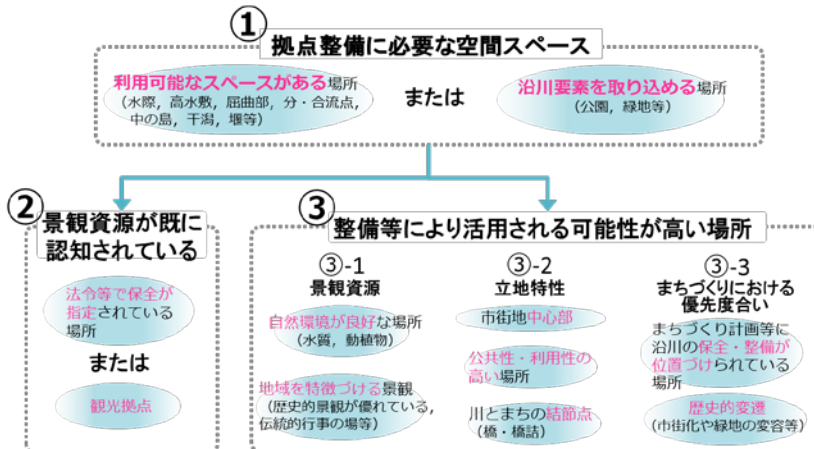
川の水辺は、人々が川に接する拠点です。良好な水辺空間を整備することにより、人々が集い、地域が活性化している事例が多くみられます。しかしながら、水辺空間の計画・設計方法が明らかにされていないため、整備が行われても利活用が進まない水辺拠点も生じています。

そこで土木研究所では、水辺空間のデザイン手法を確立することを目指し、良好な水辺空間整備事例の調査等を行いながら、

- ①利活用のポテンシャルが高い水辺拠点の抽出方法
 - ②川や地域の特性に応じた整備方針の策定方法
 - ③水辺の利活用促進に資する空間設計手法の検討
- を進めてきました。勉強会では、①を中心にご紹介します。

(1) 河川景観の評価軸の設定

条件①+条件② または 条件①+条件③ (③-1~③-3の中で複数該当することが望ましい)



遠賀川・直方の水辺
(土木学会デザイン賞2009)

(2) 河川景観の評価手法の開発

(1)で設定した評価軸について、評価指標を検討中

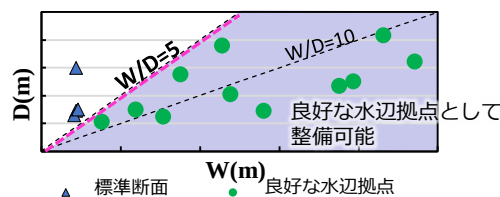
①-拠点整備に必要な空間スペース

河岸空間スペース評価指標として W/D を提案。 W/D は利用ポテンシャルとの良好な対応関係が見られ、 $W/D=5$ 付近に良好な水辺拠点としての整備可能性を分ける境界がある

- 河岸空間の広がりを表す指標の設定



- 代表横断面のW-D関係



黒目川
(土木学会デザイン賞2011)

○第2回水辺空間シンポジウム(2017.7)

https://www.pwri.go.jp/team/kyousei/jpn/events/m5_h29_02.htm

○河岸の横断面形状に着目した空間利用ポテンシャル評価指標の提案

<https://www.pwri.go.jp/team/rrt/papers2017.html>

高規格堤防整備における推進策等の調査研究 (全国の川裏法面敷地利用の事例紹介)

1.川裏法面敷地の活用事例

これまでの川裏法面敷地の活用事例は表－1に示すとおりであり、利用形態としては、公園や緑地等の整備が多く、占有者も沿川自治体と都市再生機構のみとなっている。

表－1 川裏法面敷地の活用事例

種別	No	河川名・地区名	共同事業	川裏法面敷地活用		
			事業者	占有者	利用形態	
市街地 再開発	1	荒川 新田地区	東京都、足立区、都市再生機構 民間事業者（マンション開発）	足立区	歩行者 専用道路	③
	2	荒川 小松川地区	東京都、江戸川区	江戸川区	公園 （桜の名所）	③
	3	淀川 伊加賀西地区	大阪府、枚方市 民間事業者（マンション開発）	国管理	河川緑地	③
土地区画 整理	4	荒川 平井7丁目地区	江戸川区	江戸川区	歩道及び緑地	③
	5	大和川 長吉瓜破地区	大阪市	大阪市	公園	③
	6	江戸川 堤台地区	堤台土地区画整理組合	野田市	区画道路・公園	②
	7	江戸川 座生地区	座生土地区画整理組合	野田市	区画道路	②
公園緑地 整備	8	荒川 鹿浜地区	足立区	足立区	都市農業公園	③
	9	淀川 城北地区	大阪市	国管理	淀川河川公園	③
	10	多摩川 大丸第二地区	稲城市	稲城市	緑地公園	③
民間 マンション 整備	11	淀川 出口地区	民間事業者（マンション開発）	国管理	淀川河川公園	③
	12	江戸川 市川南地区	民間事業者（マンション開発）	市川市	公園	③
	13	多摩川 下丸子地区	民間事業者（マンション開発）	大田区	公園 （桜並木移植）	③
公営住宅 建設 ・建替	14	淀川 西島地区	大阪市、大阪市住宅供給公社 都市再生機構	都市 再生機構	公開空地 （緑地帯）	①
	15	淀川 大東地区	大阪市水道局、大阪市建設局 都市再生機構	都市 再生機構	公開空地 （緑地帯）	③
公共施設 整備	16	利根川 津ノ宮地区	香取市（老人ホーム）	香取市	駐車場	③
	17	利根川 戸頭地区	取手市（商業施設等）	取手市	運動場・駐車場	③
	18	江戸川 下矢切地区	千葉県（浄水場）	松戸市	公園・市道	③

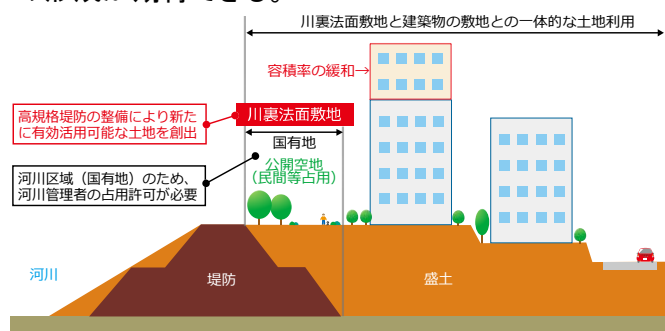
※川裏法面敷地の利用形態区分

- ①共同住宅の敷地に編入 → 建築物の敷地に編入（容積率の緩和等）
- ②土地区画整理事業の敷地に編入 → 公共減歩の緩和
- ③公園・緑地・駐車場等を整備 → オープンスペースの確保、施設と一体利用

2.川裏法面敷地の活用パターンの整理

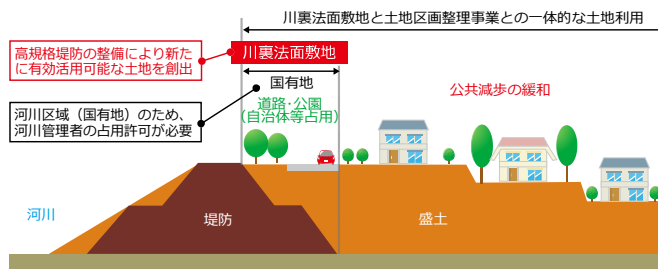
(1)建築物の敷地として活用（容積率の緩和等）

川裏法面敷地を民間事業者等の共同事業者が占有して、建築物の敷地に編入することで、良好な住環境の形成が期待できる。



(2)公共減歩の緩和

土地区画整理事業の事業主体である地方公共団体等の共同事業者が占有し、土地区画整理事業の敷地に編入して、道路や公園などの公共用地を整備することにより、公共減歩の緩和が可能となる。これにより、土地所有者の負担軽減やまちづくりの促進が期待できる。



図－2 公共減歩の緩和としての活用イメージ

(3)オープンスペースの確保・施設との一体利用

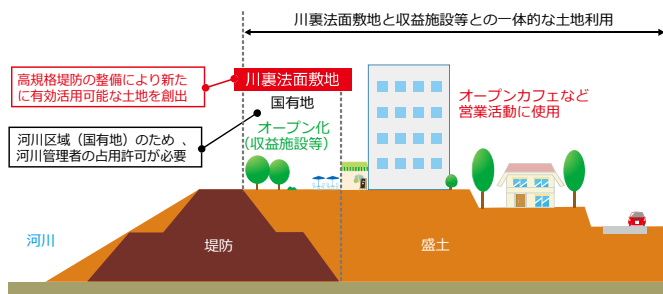
川裏法面敷地を公園等の施設と一体となって整備することにより、オープンスペースを確保することができる。これまでの事例で最も多いケースであり、施設整備を行った地方公共団体が占有している。



図－3 荒川鹿浜地区の事例

(4)地域の利用施設としての活用

平成23年の準則の改正による河川空間のオープン化により、営業活動を行う民間事業者等への占有が認められている。河川管理者、地方公共団体等で構成する協議会などによる地域の合意や都市・地域再生等利用区域の指定により、イベント施設やオープンカフェ等を設置でき、地域の利便性の向上、水辺のにぎわいづくりも期待できる。



図－4 河川区間のオープン化の活用イメージ

→ 社会のベース
産業別
未来型

河川空間活用イノベーション

～未利用空間の活用による生産性向上～

○既存の河川空間や堤防整備等により新たに生じる河川空間の民間事業者による活用を促進することで、地域の「儲ける力」を向上させるとともに、民間開発を促進。

～官民が連携して河川空間を活用することで、地域の経済活動・社会活動の生産性を向上～

水辺の利活用による地域活性化

施策

- 民間事業者が河川敷地を活用することで、サービス産業（カフェ、レストラン等）や観光産業のビジネスチャンスを創出
- 河川管理者は民間事業者が参入可能な箇所の提示などの積極的な取組みを全国に展開することにより、民間事業者の参入をより一層促進し、地域の賑わいを創出



河川敷地にカフェ、レストラン等を設置

効果〈例〉 大阪市 道頓堀川



平成23年3月に河川敷地占用許可準則を改正した結果、河川敷地内のオープンカフェ設置件数が約6倍増加

民間事業者による河川敷地の一体的な活用 ～高規格堤防の整備～

施策

- 高規格堤防の整備により生じた川裏側の堤防法面敷地（川裏法面敷地）について、新たに高規格堤防整備と合わせて事業を行う民間事業者を占用者とし、利活用を促進
- 当該民間事業者が、占用地である川裏法面敷地を開発面積に含め緑地等（公開空地※1）にすることにより、容積率の割増し※2がされ、民間開発を促進



※1 日常一般に開放された空地

※2 特定行政庁による一団地認定及び総合設計制度に基づく許可が必要

効果〈例〉 大阪市 淀川西島地区（UR都市機構施工）



川裏法面敷地等を公開空地として活用し、容積率を25%割増して共同住宅の供給を行うとともに、緑地空間として整備することにより良好な住環境を提供

かわまちづくり支援制度

http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo04_hh_000015.html

「かわまちづくり」支援制度実施要綱の改定について ～水辺の賑わいによる地域活性化のために民間事業者の方々の知恵・ノウハウ・アイデアを積極的に活かします～

「かわまちづくり」とは、地域活性化のために景観、歴史、文化及び観光基盤などの地域が持つ「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村及び地元住民と河川管理者の連携の下、「河川空間」と「まち空間」が融合した良好な空間形成を目指す取り組みです。

http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo02_hh_000013.html

民間企業等の河川敷地占用許可期間の延長 ～民間企業等への河川空間の開放を促進します～

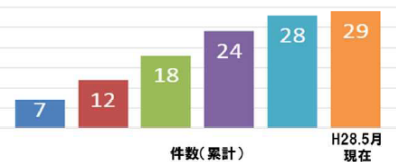
国土交通省では河川敷地の占用許可制度の特例を改正し、民間企業等による占用許可期間を「3年以内」から「10年以内」へと延長することとしました。（平成28年6月2日施行）

これにより、事業をより安定的に経営していくことが可能となり、民間企業等による河川敷地の利用が促進され、水辺のにぎわいづくりが一層進む効果が期待されます。

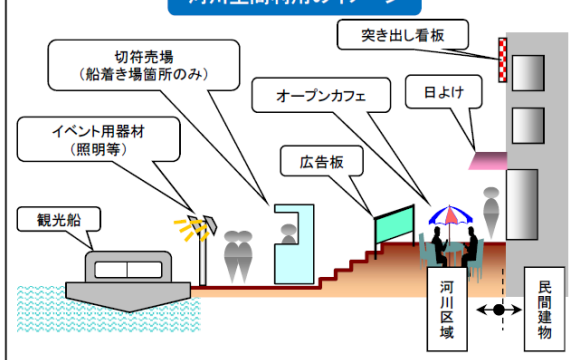
特例が適用される一定の要件

- 特例を活用する区域、占用施設、占用主体について地域の合意が図られていること。
- 通常の占用許可でも満たすべき基準に該当すること。（治水上及び利水上の支障がないこと等）
- 都市・地域の再生及び河川敷地の適正な利用に資すること。

河川空間のオープン化の特例の活用実績数



河川空間利用のイメージ



河川空間のオープン化の事例

オープンカフェ(広島市・京橋川)



バーベキュー広場(埼玉県・都幾川)



民間事業者等が河川敷地にオープンカフェやバーベキュー場等を設置することが可能に。

http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo05_hh_000042.html

河川防災ステーションを新たな賑わいの場に ～市町村等と連携して平常時の利活用を推進～

国土交通省では、市町村等と河川管理者の連携を強化し、地域の防災力の強化や水防災意識の向上を図るため、要綱を改正し、河川防災ステーションにおける平常時の賑わいづくりを一層推進することとしております。



OH29年度 今年のかわまちづくり全国会議は、観光まちづくりがテーマ

<https://mizbering.jp/archives/21856>

○平成28年度 かわまちづくり全国会議 http://www.rfc.or.jp/ivent28_kawamachi.html

○平成27年度 かわまちづくり全国会議 http://www.rfc.or.jp/ivent27_kawamachi.html

○「かわまちづくり」の効果と課題に関する基礎的研究 - リバーフロント研究所

<http://www.rfc.or.jp/sozai/result/ivent/H28/houkokukai/5.houkokukai2016.pdf>

「かわまちづくり」支援制度実施要綱

<http://www.mlit.go.jp/river/kankyo/main/kankyau/machizukuri/>

目的

河川とそれに繋がるまちを活性化するため、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を目指すことを目的とする。



まちづくりの計画に河川利用を含めてお考えください。



第5 登録要件

支援制度の登録を受けることができる要件は、「かわまちづくり計画」の対象となる河川が次の各号のいずれかに該当するものとする。

1. 歴史的風致維持向上計画や観光圏整備実施計画など国による認定が個別法で規定されており、まちづくりと一体的に良好な河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川
2. 都市再生整備計画や地方再生計画など国による認定が個別法で規定されており、地域活性化や地域振興に関する計画等において、まちづくりと一体的に良好な河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川
3. 中心市街地活性化、国家戦略特区、地方創生特区及び環境モデル都市など国として積極的に支援している地域活性化施策に関連して良好な河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川
4. 推進主体が河川空間と一体となったまちづくりを行うために自らが整備を計画し、良好な河川空間形成のための諸活動を行っている等、推進主体の熱意が特に高く、河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川

「高規格堤防の効率的な整備に関する検討会」の提言【概要】

①共同事業の対象者を把握する段階

課題

- ◆ 河川管理者が共同事業の実施を促進するための取組を積極的に展開していないことにより、高規格堤防の事業内容や高規格堤防の整備によるメリット等について地方公共団体や民間事業者等に十分に理解されておらず、共同事業の対象となりうる者の把握が適切になされていない

方策

【高規格堤防の意義等の共有】

- ◆ 高規格堤防の事業の仕組み、整備効果、整備状況及び予定区域などを、地方公共団体や民間事業者等と共有するとともに、住民等に対してわかりやすく発信することを通じ、高規格堤防の意義等を広く浸透させるよう取り組む
- ◆ 地方公共団体等と情報交換を十分に行い、共同事業の機会を逃さないことはもちろんのこと、高規格堤防の整備との共同事業を積極的に提案する取組を推進
- ◆ 高規格堤防と市街地の一体的かつ計画的な整備の推進にあたっては、これまでに定められた措置や新たな方策などについて地方公共団体や民間事業者等に周知し、認識の共有を図るとともに、それらの運用について相談に応じる体制づくり

【予定区域を明示し、共同事業者を公募する仕組みづくり】

- ◆ 河川管理者が一般に向けて高規格堤防の予定区域を明示
- ◆ まちづくり等の関係から特に優先すべき区域は、沿川の地方公共団体等と十分に情報交換を行った上で、河川管理者と地方公共団体が共同で策定する計画へ反映させる
- ◆ 予定区域を明示するにあたっては、民間事業者等の機会均等の確保の観点から、沿川の地方公共団体等と協力して共同事業者を公募する仕組みづくりを検討

②共同事業として実施していくための準備段階

課題

- ◆ 共同事業者が負担するコストに対して、現状ではそれを上回るメリットを享受できる仕組みが確立されておらず、共同事業の準備が効率的に行われていない場合がある
- ◆ 人材やノウハウの面からの課題や、住民の家屋移転に伴う負担、事業化するまでに時間を要することなど工期やコストに関する課題がある

方策

【川裏法面敷地等を活用する仕組みづくり】

- ◆ 川裏法面敷地を公園、道路への活用や、建築物の敷地面積として算入することなど、共同事業者にインセンティブを与えるような仕組みづくり（★別紙参照）
- ◆ 堤防天端や川表法面、高水敷なども連続的にアクセスが可能となるため、高規格堤防上と水辺空間とを一体的な空間としてとらえた活用方策についても検討

【税制等の支援制度の検討】

- ◆ 民間事業者等の負担を軽減するための税制や融資等による支援について検討
- ◆ 河川管理者等が土地を一旦取得することなども含めて様々な手法を検討

【民間の人材、ノウハウを活用した円滑な事業の調整の仕組みづくり】

- ◆ 調整を円滑にするため、これまで様々な現場で蓄積された知見や経験に加え、民間等のノウハウや人材を活用する仕組みづくり

【住民等の負担の軽減】

- ◆ 仮移転に伴う住民等の負担軽減のため、河川管理者や地方公共団体等が土地を一旦取得することなども含めて、あらかじめ別の用地を確保して移転用に活用するなど、仮移転の解消や費用の縮減に繋がる手法や仕組みを検討

【河川管理者による事業の準備のための仕組みづくり】

- ◆ 高規格堤防の整備と連携した共同事業の機会を逃すような事態を回避するために、河川管理者が事業の準備に着手する意向を早期に表明する仕組みづくり

③共同事業として事業着手してからの段階

課題

- ◆ 河川管理者と共同事業者による施工の流れの改善や堤防から離れた箇所での開発での手戻り防止など、工期短縮・コスト縮減を実現するために工夫を行うことが必要

方策

【盛土と建築物などの一体的な施工などの仕組みづくり】

- ◆ 工期の短縮や共同事業者の裁量拡大に向けて、高規格堤防の盛土や地盤改良等と建築物や基礎等を一体的に施工することができる仕組みづくり（★別紙参照）
- ◆ 高規格堤防としての盛土等の形状・品質等の確保や共同事業者との調整の円滑化のために、共同事業者が盛土等を施工する際に遵守すべき技術基準や、河川管理者による施工監理状況の確認方法、費用負担の考え方などを体系化

【大規模開発を誘導する仕組みづくり】

- ◆ 共同事業者が自ら事業区域を拡大する動機を生み出すことができる仕組みづくり
- ◆ 基本的な断面形状が確保できない場合に、堤内地側等の盛土端部の構造を擁壁でなく法面とすることで、利用可能な上面の面積は減少するものの、整備面積あたりのコストを縮減できる可能性があるため、これらの工夫についても検討

【堤防から離れた箇所の開発による手戻りを防止する仕組みづくり】

- ◆ 既設の堤防から離れた箇所で大規模な事業が計画された際に将来の手戻りとならないような仕組みや、高規格堤防が整備できない期間の氾濫域の減災対策を促進する仕組み等を検討

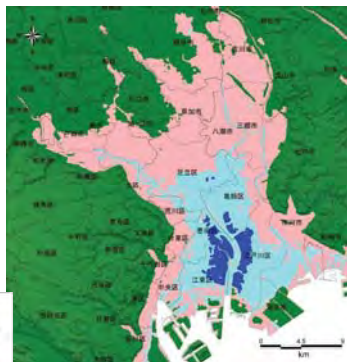
【新技術の活用】

- ◆ 新技術の活用実績を事例集として作成し、他の地区へ展開
- ◆ 共同事業者と調整の上、土地利用の予定、工事・補償の費用、工期などを勘案して地盤改良工法を選定できる仕組みについて検討

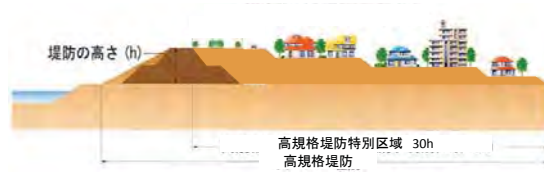
- 高規格堤防は、堤防決壊による壊滅的な被害を回避するために整備するもの
- 平成23年には、高規格堤防の見直しに関する検討会の審議を踏まえ、「人命を守る」ということを最重視して、整備区間をゼロメートル地帯等の約120kmに絞り込み
- 高規格堤防は、一部区間だけが完成している場合や基本的な断面形状が完成していない場合でも、堤防の安全性が格段に向上するとともに、周辺住民等の避難場所として機能し、良好な住環境が提供されるなど多面的な効果を発揮

◆東京東部のほとんどがゼロメートル地帯等の低平地

堤防が決壊した場合には、壊滅的な被害が生じるとともに、我が国の社会経済活動にも甚大な影響を及ぼす



◆高規格堤防は堤防決壊による壊滅的な被害防ぐとともに、多面的な効果を発揮



災害時には周辺住民の避難場所となるとともに、被災者の救助活動等の活動拠点にも期待
(例:荒川小松川地区)



都市景観が向上し、良好な都市空間を形成(例:荒川新田地区)

参考 「高規格堤防の効率的な整備に関する検討会」の提言【概要】

共同事業として実施していくための準備段階

【川裏法面敷地等を活用する仕組みづくり】

- 民間事業者等との共同事業により高規格堤防の整備を推進するために、利用可能となる川裏法面敷地を公園や道路へ活用することや、建築物の敷地面積として算入することなど、共同事業者インセンティブを与えるような仕組みづくり

現状

民有地

国有地(元々の河川区域)

方策

民有地

国有地(元々の河川区域)

一体として活用可能となる仕組みづくりをすべき

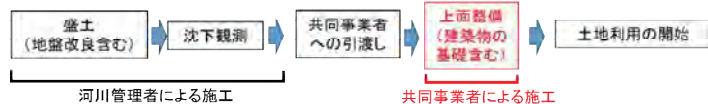
川裏法面敷地

共同事業として事業着手してからの段階

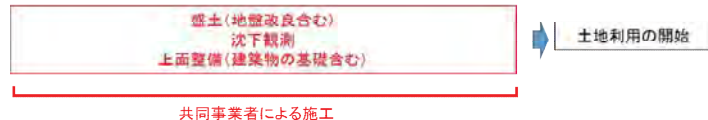
【盛土と建築物などの一体的な施工などの仕組みづくり】

- 工期の短縮や共同事業者の裁量拡大に向け、高規格堤防の盛土や地盤改良等と建築物や基礎等を一体的に施工することができる仕組みづくり

■現状



■方策



共同事業者による一体施工の仕組みづくりをすべき

